介護休業手当金請求書

所属所文書受付印

共済事務担当者印
㊞

決定金額	※　円	支給日数	※　日

組合員証記号番号	公立鹿		所属所名				
（フリガナ）		要介護者	氏名		続柄		
組合員氏名			住所				
介護休暇承認期間	平成　年　月　日 から　平成　年　月　日 まで						
請求期間（歴月単位）	平成　年　月　日 から　平成　年　月　日 まで						
短期掛金の基礎となる標準報酬	標準報酬						
	等級　第　級	標準報酬月額　円					
請求金額	円	請求日数（週休日，休日を除く。）	日				

上記のとおり請求します。　〒

公立学校共済組合鹿児島支部長　殿

住所

平成　年　月　日　請求者（組合員）　氏名　㊞

（請求日は請求期間の末日の翌日以降）

電話番号（　－　－　）

記載事項は，事実と相違ないものと認めます。　〒

平成　年　月　日　所属所所在地

所属所長 職・氏名　印

電話番号（　－　－　）

注1　※印欄は記入しないでください。　**（別紙へ続く。）**

2　介護休業手当金は，介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受ける場合に，2週間以上の期間を一括して取得したときに，介護休暇の開始日から起算して3か月を超えない期間について支給されます。

3　別紙「報酬支給額等証明書兼給付金請求額計算書（介護休業手当金）」に，給与事務担当者の確認を受けて提出してください。

4　次の書類を添付してください。

ア　介護休暇承認簿の写し（所属所長の原本証明があるもの）

イ　当月の介護休暇日において支給された給与の支給内訳書（追給又は戻入が生じた場合はその内訳書を含む。）の写し（所属所長の原本証明があるもの）

【給付金から掛金等を控除する場合の支給金額の計算】※　共済組合記入欄

控除額内訳

長期掛金（厚年）	長期掛金（退職）	短期掛金	介護掛金	貸付償還金	給付戻入	控除額合計
円	円	円	円	円	円	円

決定金額		円　－　控除額合計　＝	差引支給額		円

H28.8改定〔整理番号26-2〕

（別紙） 報酬支給額等証明書 兼 給付金請求額計算書（介護休業手当金）

平成 ［　　］ 年 ［　　］ 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成　　年　　月　　日

給与事務担当者確認印
㊞

左記の担当者と請求組合員の所属所が異なる場合の連絡先	
所属所	
電話番号	（　　－　　－　　）

区分	□ 新規　□ 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号	公立鹿	
組合員氏名		

標準報酬月額 ア		円

地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額 A		円

当月の給与支給対象日数 B（当月の現日数－週休日）		日

当月の介護休暇取得日数 C（週休日，休日を除いた日数）		日

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 F（D÷B）		円（小数点第2位未満切捨て）
報酬Ⅰの1日当たり減ずる額 G（A×7.75）		円（小数点第2位未満切捨て）
報酬Ⅰの減額後の日額 F'（F－G）		円 ※F－G≦0のときはF'＝0（ゼロ）
報酬Ⅱの日額 H（E÷22）		円（小数点第2位未満切捨て）
報酬日額 ①（F'＋H）		円（1円未満切捨て）

地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額Aの算出基礎となる報酬（給与）

	報酬（給与）種別	算出基礎額（月額）
報酬Ⅰ	給料（調整額，教職調整額を除く。）	円
	給料の調整額	円
		円
		円
		円
	報酬Ⅰの合計 D	円

給与額Aの算出基礎とはならない報酬（給与）

	報酬（給与）種別	月額
報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
	報酬Ⅱの合計 E	円

1 給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝ 標準報酬日額 イ ［　　］ 円（10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 67／100 ＝ 給付日額 ② ［　　］ 円（1円未満切捨て，給付上限日額と比較）

2 給付対象日数

給付対象日数 ③（介護休暇取得日数Cのうち②又は給付上限日額＞①となる日数）		日

3 控除額（報酬との調整額）の計算

報酬日額① × 給付対象日数③ ＝ 控除額 ④ ［　　］ 円

4 請求金額の計算

給付日額②又は給付上限日額 ［　　］ 円 × 給付対象日数③ － 控除額④ ＝ 請求金額 ［　　］ 円

注1 勤務1時間当たりの給与額A及びその算出基礎となる報酬Ⅰは，地方公共団体等の給与条例等の規定により，記入してください。
2 報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を記入してください。
3 月の途中から休業又は復帰した場合の通勤手当については，休業日を含めた期間分が支給された（日割計算されない）ときは，調整の対象とはならないので，報酬Ⅱへの記入は不要です。

H28.8改定〔整理番号26-2〕

（別紙）　記入例①　月の途中から介護休暇を取得した場合の初月の例（8月の介護休暇期間：8月8日～31日）

平成 28 年 8 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成 28 年 9 月 20 日

給与事務担当者確認印	左記の担当者と請求組合員の連絡先
公立印	給与事務担当者の確認印を受けて提出する。
	電話番号（　　－　　－　　）

区分	☑ 新規　☐ 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号	公立鹿	654321
組合員氏名	共済　花子	

標準報酬月額 ア	470,000	円
地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額 A	2,691	円
当月の給与支給対象日数 B（当月の現日数－週休日）	23	日
当月の介護休暇取得日数 C（週休日，休日を除いた日数）	17	日

24日（8日～31日）
－6週休日
－1休日

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 F（D÷B）	18,286.95	円（小数点第2位未満切捨て）
報酬Ⅰの1日当たり減ずる額 G（A×7.75）	20,855.25	円（小数点第2位未満切捨て）
報酬Ⅰの減額後の日額 F'（F－G）	0.00	円 ※F－G≦0のときは F'＝0（ゼロ）
報酬Ⅱの日額 H（E÷22）	1,581.09	円（小数点第2位未満切捨て）
報酬日額 ①（F'＋H）	1,581	円（1円未満切捨て）

地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額Aの算出基礎となる報酬（給与）

報酬Ⅰ	報酬（給与）種別	算出基礎額（月額）
	給料（調整額，教職調整額を除く。）	409,600 円
	給料の調整額	11,000 円
		円
		円
		円
	報酬Ⅰの合計 D	420,600 円

給与額Aの算出基礎とはならない報酬（給与）

報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）	報酬（給与）種別	月額
	教職調整額	16,384 円
	扶養手当	11,500 円
	義務教育等教員特別手当	6,900 円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
	報酬Ⅱの合計 E	34,784 円

当月の介護休暇日において支給された報酬（給与）種別を記入する。ただし，通勤手当については，当月の介護休暇日を含めた期間分が支給された（日割計算されない）ときは，調整の対象とはならないので，記入を要しない。

1　給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝ 標準報酬日額 イ 21,360 円（10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 67／100 ＝ 給付日額 ② 14,311 円（1円未満切捨て，給付上限日額と比較）

2　給付対象日数

給付対象日数 ③（介護休暇取得日数Cのうち②又は給付上限日額＞①となる日数） 17 日

3　控除額（報酬との調整額）の計算

報酬日額① × 給付対象日数③ ＝ 控除額 ④ 26,877 円

4　請求金額の計算

給付日額②又は給付上限日額 12,927 円 × 給付対象日数③ － 控除額④ ＝ 請求金額 192,882 円

給付日額②が給付上限日額を超える場合は，給付上限日額を記入する。

注1　勤務1時間当たりの給与額A及びその算出基礎となる報酬Ⅰは，地方公共団体等の給与条例等の規定により，記入してください。
2　報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を記入してください。
3　月の途中から休業又は復帰した場合の通勤手当については，休業日を含めた期間分が支給された（日割計算されない）ときは，調整の対象とはならないので，報酬Ⅱへの記入は不要です。

H28.8改定〔整理番号26-2〕

（別紙）　記入例②　月の全日にわたって介護休暇を取得した場合（9月の介護休暇期間：全日）

平成 28 年 9 月 の報酬等については，下記のとおりです。

平成 28 年 10 月 21 日

給与事務担当者確認印	左記の担当者と請求組合員の連絡先
公立印	給与事務担当者の確認印を受けて提出する。
	電話番号 （　　－　　－　　）

区分	☑ 新規 ☐ 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号	公立鹿	654321
組合員氏名	共済　花子	

標準報酬月額 ア	470,000	円

地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額 A	2,691	円

地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額Aの算出基礎となる報酬（給与）

	報酬（給与）種別	算出基礎額（月額）
報酬Ⅰ	給料（調整額，教職調整額を除く。）	409,600 円
	給料の調整額	11,000 円
		円
		円
		円
	報酬Ⅰの合計 D	420,600 円

当月の給与支給対象日数 B（当月の現日数－週休日）	22	日
当月の介護休暇取得日数 C（週休日，休日を除いた日数）	20	日

30日－8週休日－2休日

給与額Aの算出基礎とはならない報酬（給与）

	報酬（給与）種別	月額
報酬Ⅱ（報酬Ⅰ以外の報酬）	教職調整額	16,384 円
	扶養手当	11,500 円
	義務教育等教員特別手当	6,900 円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
	報酬Ⅱの合計 E	34,784 円

【報酬日額の計算】

報酬Ⅰの日額 F（D÷B）	19,118.18	円	（小数点第2位未満切捨て）
報酬Ⅰの1日当たり減ずる額 G（A×7.75）	20,855.25	円	（小数点第2位未満切捨て）
報酬Ⅰの減額後の日額 F'（F－G）	0.00	円	※ F－G≦0のときは F'＝0（ゼロ）
報酬Ⅱの日額 H（E÷22）	1,581.09	円	（小数点第2位未満切捨て）
報酬日額 ①（F'＋H）	1,581	円	（1円未満切捨て）

1　給付日額の計算

標準報酬月額 ア ÷ 22 ＝ 標準報酬日額 イ 21,360 円 （10円未満四捨五入）

標準報酬日額 イ × 67／100 ＝ 給付日額 ② 14,311 円 （1円未満切捨て，給付上限日額と比較）

2　給付対象日数

給付対象日数 ③（介護休暇取得日数Cのうち②又は給付上限日額＞①となる日数）	20	日

3　控除額（報酬との調整額）の計算

報酬日額① × 給付対象日数③ ＝ 控除額 ④ 31,620 円

4　請求金額の計算

給付日額②が給付上限日額を超える場合は，給付上限日額を記入する。

給付日額②又は給付上限日額	12,927	円 × 給付対象日数③ － 控除額④ ＝	請求金額	226,920	円

注1　勤務1時間当たりの給与額A及びその算出基礎となる報酬Ⅰは，地方公共団体等の給与条例等の規定により，記入してください。
2　報酬Ⅰ及びⅡは，翌月以降に精算（追給又は戻入）が生じた場合は，精算後の支給状況を記入してください。
3　月の途中から休業又は復帰した場合の通勤手当については，休業日を含めた期間分が支給された（日割計算されない）ときは，調整の対象とはならないので，報酬Ⅱへの記入は不要です。

H28.8改定〔整理番号26-2〕